

改正 平成21年3月30日規則第30号

改正 平成23年3月31日規則第26号

宮崎市都市景観条例施行規則（平成3年規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び宮崎市景観条例（平成19年条例第35号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 垣、さく、門、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 日よけ（支持物を含む。）
- (3) 煙突及び排気塔
- (4) コンクリート柱、鉄柱及び木柱
- (5) 高架水槽
- (6) 装飾塔、冷却塔その他これらに類するもの
- (7) 立体駐車場（建築物に該当するものを除く。）
- (8) ゴルフ練習場その他これに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (11) メリーゴーランド、観覧車、コースターその他これらに類するもの
- (12) 街灯その他これに類するもの
- (13) 前各号に定めるもののほか、市長が指定するもの

（景観形成推進地区として定める区域）

第2条の2 条例第10条第2項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 条例第23条の6第1項の景観まちづくり協定（同条第3項又は条例第23条の7第1項の認定を受けたものに限る。）の目的となっている土地の区域であって、当該協定が相当期間にわたり継続しているもの又は継続することが見込まれるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民又は事業者自らによる景観の形成のための取組が相当期間にわたり継続して行われていると認められる区域

（届出及び勧告等の適用除外となる行為）

第2条の3 条例第14条第1項第3号の規則で定めるものは、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されることができない建築物の建築等及び工作物の建設等（同項第2号イからへまでに掲げるものを除く。）とする。

（景観計画区域内における行為の届出）

第3条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、宮崎市景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第1号）により行わなければならない。

- 2 条例第12条の規則で定める図書は、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書とする。
- 3 条例第16条の規定による通知は、宮崎市景観計画区域内行為着手制限期間短縮通知書（様式第2号）により行うものとする。
- 4 条例第17条の規定による届出は、宮崎市景観計画区域内行為完了届出書（様式第3号）により行わなければならない。

（景観計画区域内における行為の通知）

- 第4条 法第16条第5項の規定による通知は、宮崎市景観計画区域内行為（変更）通知書（様式第4号）により行わなければならない。
- 2 前項の通知書には、別表第2の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

（屋外広告物の表示等の届出）

- 第5条 条例第20条第1項の規則で定める屋外広告物の表示等は、別表第3のとおりとする。
- 2 条例第20条第1項及び第3項の規定による届出は、宮崎市屋外広告物表示等届出書（様式第5号）により、当該行為に着手する日前30日までに行わなければならない。
 - 3 条例第20条第2項の規則で定める日数は、29日とする。
 - 4 条例第20条第3項の規則で定める屋外広告物の表示等は、次に掲げるものとする。
 - （1） 高さが4メートル以上又は表面積の合計が20平方メートル以上の屋外広告物の表示等
 - （2） 宮崎市屋外広告物条例（平成9年条例第71号）第9条の2に規定する屋外広告物の表示等
 - 5 第2項の届出書には、別表第4に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
 - 6 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
 - 7 条例第20条第4項の規定による届出は、宮崎市屋外広告物表示等完了届出書（様式第6号）により行わなければならない。

（屋外広告物の表示等の通知）

- 第6条 条例第20条第5項の規定による通知は、宮崎市屋外広告物表示等通知書（様式第7号）により、当該行為に着手する日前30日までに行わなければならない。
- 2 前項の通知書には、別表第4に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
 - 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

（乗合自動車に係る屋外広告物の表示の届出）

- 第7条 条例第22条第1項の規定による届出は、宮崎市乗合自動車広告物表示（変更）届出書（様式第8号）により、当該行為に着手する日前40日までに行わなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の届出書には、別表第5に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
 - 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

（乗合自動車に係る屋外広告物の表示の通知）

- 第8条 条例第22条第2項の規定による通知は、宮崎市乗合自動車広告物表示（変更）通知書（様

式第9号)により、当該行為に着手する日前40日までに行わなければならない。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の通知書には、別表第5に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(身分証明書)

第9条 法第17条第8項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第10号)によるものとする。

(景観重要建造物等の指定等)

第10条 法第21条第1項及び第30条第1項の規定による通知は、宮崎市景観重要建造物(樹木)指定通知書(様式第11号)により行うものとする。

- 2 法第21条第2項及び第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- 3 前項の標識の設置場所は、当該建造物又は当該樹木の所有者と協議して決定するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可)

第11条 法第22条第1項又は第31条第1項の許可を受けようとする者は、宮崎市景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書(様式第12号)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、法第22条第1項又は第31条第1項の許可をしたときは、宮崎市景観重要建造物(樹木)現状変更許可書(様式第13号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第12条 法第27条第3項及び第35条第3項の規定による通知は、宮崎市景観重要建造物(樹木)指定解除通知書(様式第14号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第13条 法第43条の規定による届出は、宮崎市景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書(様式第15号)により行わなければならない。

(景観協定の認可の申請等)

第14条 法第81条第4項の認可の申請は、宮崎市景観協定認可申請書(様式第16号)により行わなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 景観協定の協定書
 - (2) 景観協定を締結する理由書
 - (3) 景観協定区域を表示した図面
 - (4) 景観協定区域内の土地所有者等の全員の合意によるものであることを証する書類
 - (5) 景観協定区域内の土地の所在、地番及び地積並びに土地所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに権利の種類を記載した書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前1項の申請があったときは、速やかに当該申請の内容の適否を審査し、その結果を宮崎市景観協定(変更・廃止)認可等決定通知書(様式第17号)により、当該申請を行った者に

通知するものとする。

(景観協定の変更の申請等)

第15条 法第84条第1項の規定による変更の認可の申請は、宮崎市景観協定変更認可申請書(様式第18号)により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 変更後の景観協定の協定書
- (2) 景観協定を変更する理由書
- (3) 景観協定区域を変更する場合には、変更後の景観協定区域を表示した図面
- (4) 景観協定区域内の土地所有者等の全員の合意によるものであることを証する書類
- (5) 景観協定区域を変更する場合には、変更後の景観協定区域内の土地の所在、地番及び地積地籍並びに土地所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに権利の種類を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前条第3項の規定は、第1項の申請について準用する。

(景観協定の廃止の申請等)

第16条 法第88条第1項の規定による廃止の認可の申請は、宮崎市景観協定廃止認可申請書(様式第19号)により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 景観協定を廃止する理由書
- (2) 景観協定区域内の土地所有者等の過半数の合意によるものであることを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第14条第3項の規定は、第1項の申請について準用する。

(景観まちづくり協定の認定の申請等)

第17条 条例第23条の6第3項の認定(以下第5項及び第6項において「認定」という。)の申請は、宮崎市景観まちづくり協定認定申請書(様式第20号)により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 景観まちづくり協定の協定書
- (2) 景観まちづくり協定を締結した理由書
- (3) 景観まちづくり協定区域を表示した図面
- (4) 次項第3号に該当することを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第23条の6第4項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第23条の6第2項第5項の景観の形成のための事項は、法第8条第2項第2号の規定により景観計画において定めた良好な景観の形成に関する方針に適合するものであること。
- (2) 景観まちづくり協定区域における土地、建築物、工作物及び屋外広告物の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 景観まちづくり協定区域内の土地所有者等の多数の支持を得たものであること。

4 市長は、第1項の申請があった場合は、速やかに当該申請の内容の適否を審査し、当該申請を行った者に対し、条例第23条の6第4項の規定により認定をしたときは宮崎市景観まちづくり協定(変更)認定書(様式第21号)を交付するものとし、認定をしなかったときは理由を付してその旨を書面により通知するものとする。

5 認定の有効期間は、5年とする。ただし、景観まちづくり協定においてこれより短い期間を定

めたときは、その期間の満了の日までとする。

- 6 条例第23条の6第5項の規則で定める事項は、同条第2項各号（第2号及び第6号を除く。）に掲げる事項及び認定の有効期間とする。

（景観まちづくり協定の変更の申請等）

第18条 条例第23条の7第1項の規定による変更の認定は、宮崎市景観まちづくり協定変更認定申請書（様式第22号）により行わなければならない。

- 2 前項の申請書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 変更後の景観まちづくり協定の協定書
- (2) 景観まちづくり協定を変更した理由書
- (3) 景観まちづくり協定区域を変更した場合においては、変更後の景観まちづくり協定区域を表示した図面
- (4) 条例第23条の6第2項第6号の規定による手続を経たものであると認められる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 前条第4項の規定は、第1項の申請について準用する。

（景観まちづくり協定の軽微な変更の届出）

第19条 条例第23条の7第1項ただし書の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 景観まちづくり協定の名称の変更
- (2) 景観まちづくり協定の代表者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項の変更

- 2 条例第23条の7第3項の規定による届出は、宮崎市景観まちづくり協定軽微変更届出書（様式第23号）に変更後の景観まちづくり協定の協定書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

（景観まちづくり協定の廃止の届出）

第20条 条例第23条の8第1項の規定による届出は、宮崎市景観まちづくり協定廃止届出書（様式第24号）により行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、条例第23条の6第2項第6号の規定による手続を経たものであると認められる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（景観まちづくり協定の認定の取消しの通知）

第21条 市長は、条例第23条の8第2項の規定により景観まちづくり協定の認定を取り消したときは、宮崎市景観まちづくり協定認定取消通知書（様式第25号）によりその旨を代表者に通知するものとする。

（審議会の組織）

第22条 審議会の委員は次に掲げる者のうちから、特別委員は景観又は屋外広告物について専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 屋外広告業を営む者
- (4) 関係行政機関の職員

(会長)

第23条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第25条 部会は、委員7人以内及び特別委員3人以内をもって組織する。

- 2 部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 第23条第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(宮崎市事務分掌規則の一部改正)

- 2 宮崎市事務分掌規則(昭和42年規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(宮崎市公印規則の一部改正)

- 3 宮崎市公印規則(昭和59年規則第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(宮崎市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

- 4 宮崎市屋外広告物条例施行規則(平成9年規則第65号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成21年3月30日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年3月31日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1

行為	図書	
	種類	備考
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の 形質の変更	付近見取図	
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載すること。
	断面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
木竹の植栽又は伐採	付近見取図	
	平面図	伐採及び植栽の区域を記入すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

別表第2

行為	図書	
	種類	備考
建築物の新築、増築、改築 若しくは移転又は外観を変 更することとなる修繕若し くは模様替	付近見取図	
	配置図	敷地境界及び建築物の位置
	平面図	
	立面図	建築設備及び工作物並びに外部仕上げ及び色彩を記載すること。
	外構平面図	
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
建築物の色彩の変更	付近見取図	
	配置図	
	立面図	外部仕上げ及び色彩を記載すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
工作物の新設、増築、改築 若しくは移転、外観を変 更することとなる修繕若し くは模様替又は色彩の変更	付近見取図	
	配置図	
	立面図	仕上げ方法及び色彩を記載すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

開発行為その他の土地の形質の変更	付近見取図	
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載すること。
	断面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
木竹の植栽又は伐採	付近見取図	
	平面図	木竹の位置及び伐採及び植栽の区域を記入すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

別表第 3

区分	行為
重点景観形成地区	全ての屋外広告物の表示等
景観形成推進地区	(1) 高さが 4 メートル以上又は表面積の合計が 20 平方メートル以上の屋外広告物の表示等 (2) 宮崎市屋外広告物条例第 9 条の 2 に規定する屋外広告物の表示等

別表第 4

図書	
種類	備考
付近見取図	
配置図	
立面図	仕上げ方法及び色彩を記載すること。
現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

別表第 5

図書	
種類	備考
主要路線図	
立面図	仕上げ方法及び色彩を記載すること。
完成予想図	着色すること。